

平成31年度 経済産業省 戦略的国際標準化加速事業
及び省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進
事業委託費の再委託事業に関する公募要領

平成31年3月

一般財団法人日本規格協会

「戦略的国際標準化加速事業」及び「省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費」の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「戦略的国際標準化加速事業」及び「省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費」の再委託事業実施者を以下の要領で公募します。

なお、本事業は、平成31年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立及び経済産業省と当会との契約締結等をもって採択者とするものとします。

1. 事業の目的（概要）

国際標準化の戦略的な推進は、新しい技術や優れた製品の速やかな普及を通じ、新市場の創造や我が国産業の競争力強化に直結します。

「戦略的国際標準化加速事業」は、産業基盤分野において国際標準提案と国際審議対応を担う組織を適切に評価・編成の上、国際標準開発を総合的かつ効率的に行うことを目標としています。国際標準化に必要な場合は、日本工業規格（JIS）（2019年7月1日以後「日本産業規格（JIS）」）の開発を併せて実施し、また、我が国の国際標準化戦略を強化するための体制を構築するための国際標準化機関等対策活動や調査等を実施します。

また、「省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費」はエネルギーに資する製品やシステムなど我が国が強みを有する分野で、国際標準化に関する実証データ・関連技術情報を収集し、国際標準原案の開発・提案や、その過程で得られた知見をもとに普及を見据えた試験・認証基盤の構築等を行い、我が国発の省エネルギーに関する国際標準が、新興国等諸外国で広く活用されることによって、省エネルギー対策や温暖化対策に貢献するとともに、我が国発の省エネ製品等の市場創造・拡大を促進します。

なお、本公募における国際標準開発（活動）には、ISO/IECの他、ISO/IECと協調・リエゾン関係にある国際機関、地域機関、フォーラム等の組織を通じたISO/IECの国際標準開発活動を含むものとします。ちなみに、ISO/IECと協調・リエゾン関係にある組織としては、例えば、OIML（国際法定計量機関）、UNECE（国連欧州経済委員会）、CIGRE（国際大電力システム会議）、IEEE（米国電気電子学会）、CIE（国際照明委員会）、VAMAS（新材料及び標準に関するベルサイユプロジェクト）、CEN（欧州標準化委員会）、CENELEC（欧州電気標準化委員会）等があります。

2. 事業内容

平成31年度は、再委託事業として、以下に記載のテーマ・内容について実施します。

なお、翌年度以降において、必要に応じて標準化すべきテーマ・内容の見直しを行う場合があります。その場合の具体的なテーマ・内容については、経済産業省が選定する予定です。

（1）戦略的国際標準化加速事業（産業基盤分野に係る国際標準開発）

[国際標準開発]

テーマ名	内容	開発期間及び 平成 31 年度 上限金額 千円(税込)
JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) と調和し国際市場性に富む ISO 22965 (Concrete) の標準化	ISO 22965 の規定内容は JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) と大きく異なることから、コンクリートの種類や品質、製造方法、運搬などの様々な規定内容を整合させる必要がある。2018 年 5 月の ISO/TC71/SC3 (モスクワ) 国際会議において我が国が改訂のコンビナーとなり、改訂に主導的立場を果たすことが可能となったため、JIS A 5308 の規定内容を最大限 ISO 22965 に反映させるべく、本国際標準開発を実施する。国際標準化を実現することで、国内と同等品質のコンクリートを海外でも取り扱うことが可能となり、国内の緻密な規格体系に慣れている我が国企業が、海外のプロジェクトを請け負う際に強みを生かすことができるようになる。	31～32 年度 2, 270
電子部品の信頼性認定ガイドラインに関する国際標準化	自動車産業を中心として、パワーモジュールの効率的な信頼性試験が求められているところ、車載用部品の認定試験 AEC-Q100 は多大なサンプルを必要とし、部品業界の大きな負担となっている。本事業では電子部品業界で実績があるワイブル故障モデルを用いて、少ないサンプルで効率的で、かつ十分な信頼性試験方法についての国際標準の提案を行う。	31～33 年度 4, 500
システムとソフトウェアの品質モデルと評価に関する国際標準化	情報分野におけるシステムの進歩は激しく、個別情報システムがインターネットを通じて接続された大規模システム (System of Systems) やセンサーを通じてものともものが繋がれた IoT システムなどから、種々のクラウドサービスや AI 応用システムなどが出現しており、これらのシステムの品質確保が課題となってきている。システムとソフトウェアに関する、品質モデル及び品質測定法の定義、及び品質要求定義及び品質評価を行う枠組みとして、ISO/IEC 25000 SQuaRE (Systems and software Quality Requirements and Evaluation) シリーズの国際規格を日本主導で 2007 年より整備したが、これらの新たなシステムに対応するため、品質モデル及び品質評価法に関する規格類の改訂を提案する。	31～33 年度 8, 900

[JIS 開発]

テーマ名	内容	開発期間及び 平成 31 年度 上限金額 千円(税込)
断熱用吹付け硬質ウレタンフォームに関する JIS 開発	建築用断熱材に用いられる吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 JIS A 9526 について、以下の改正の検討を行う。吹付け硬質ウレタンフォーム (以下「フォーム」) の規格について、吹付け施工後の熱伝導率の経時変化の測定方法と基準を新たに規格化することで、建築主への引渡し時の断熱性能を特定することができるようになる。また、JIS 改正により、フォームの、断熱性 (熱伝導率)、透	31～33 年度 5, 737

	<p>湿性（透湿率）、燃焼性といった性能評価をより詳細な製品区分の中で明確にすることができ、建築用途の仕様に適した製品を選定することに貢献できる。</p> <p>さらに、吹付け施工現場での密度の測定方法と基準を規定化することにより、現場での品質管理を確実にすることができるようになる。</p>	
「JIS S0024 高齢者・障害者配慮設計指針-住宅設備機器」の改正	<p>「ISO/IEC ガイド 71 (高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針)」の改正 (2014 年 4 月) に伴い、JIS Z8071 が 2017 年 1 月に改正され、対象者が「高齢者及び障害のある人々」から「日常生活に何らかの不便さを感じているより多くの人々」に拡大された。対象者の拡大に加え、近年の住宅設備機器の性能向上、情報通信機器の活用等を踏まえ、設計指針をより明確にした使いやすい規格に改正することで、アクセシビリティ要素が盛り込まれた設計を効率的に行うものである。</p> <p>以下のポイントで改正を行う。</p> <p>1) 対象者を子どもや重度の障害者等可能な範囲での多様な人々に拡大。</p> <p>2) 設計者が使いやすいよう可能な限り設計基準を明確化。</p>	<p>31～33 年度</p> <p>4, 336</p>
プラスチック管材の長期内圧強度に関する JIS 開発	<p>プラスチック管材は、圧力管として水道管やガス導管をはじめ多くの分野で使用されている。このようなプラスチック管材について、使用環境に応じた性能（寿命）を正確に推定することが必要であるにも関わらず、寿命を推定する統一的規格が国内に存在せず、製品寿命を客観的に示すことが容易ではないために、効率的・効果的な製品設計や更新計画の策定に支障をきたしている。このため、プラスチック管材の長寿命の推定方法を規定している国際規格（ISO 9080）をベースとして、長期内圧強度に関する試験方法、解析方法及び製品設計方法に関する JIS を開発する。</p>	<p>31～33 年度</p> <p>5, 100</p>
衣料サイズに関する JIS 改正	<p>衣料サイズに関する JIS の対応国際規格を含む関連の ISO 規格は、2017 年に身体測定の計測部位の増加、寸法表示規定の変更、サイズピッチの手法の追加等の改訂が行われた。また、当該 JIS で採用している日本人体型データは 1992～1994 年に実施された測定結果に基づいており、最新の体格調査では 20 年前のデータと乖離が生じている。このほか、アパレル製品に関しては通信販売等流通形態にも変化が生じており、現状に即した JIS の改正が求められている。本事業では、国際規格と整合性を図りつつ、最新の身体計測データや製造・販売実態に基づいた見直しを行う。</p>	<p>31～33 年度</p> <p>7, 129</p>
機能性フィルムの引っかかり硬度に関する JIS 開発	<p>機能性フィルムは電子・電気、自動車、ディスプレイ、包装分野等広範な産業で不可欠な材料で、我が国の技術力・開発力が世界を牽引している分野であり、今後も自動車、エネルギー、建築、医療、環境、航空宇宙等様々な分野への用途拡大が期待されている。機能性フィルムにとって表面硬さは重要な特性の一つであるが、塗料（塗膜）の硬さ測定を目的として作られた既存の JIS を流用して当座の対応を続けている。この方法は習熟度や測定環境等に影響され、商取引において見解の相違により問題になるケースがあるため、機能性フィルムの表面硬さの試験・評価をより定量、かつ、合理的で精度及び再現性が高くできるようにするための JIS を開発する。</p>	<p>31～33 年度</p> <p>4, 527</p>

<p>マスターメーター法による水素燃料計量システム計量検査に関する JIS 開発</p>	<p>今後の加速的普及を推進すべき水素社会の基盤的インフラとなる水素ステーションにおける水素燃料計量システム（ディスプレイ）の精度管理のための計量検査（器差検査）に関して、現在、JIS B8576 で規定されている「衡量法」は、検査コストが高額で、検査に長い時間を要す等している。このため、本事業で「衡量法」に比べてコスト・時間ともに優位性のある「マスターメーター法」による計量検査法の確立及び JIS への導入を目指し、同法による技術データの蓄積、有効性、利便性の確認を行い、JIS 改正案を作成する。</p>	<p>31～33 年度 4,500</p>
<p>除塵型業務用床面清掃ロボットの性能評価項目及び評価・試験方法に関する JIS 開発</p>	<p>オフィスビル等の床面清掃に用いられる業務用清掃ロボットは、除塵型と洗浄型の 2 種類があり、国内メーカーは除塵型を中心に製品開発・市場投入を進めている。また、ビルメンテナンス業は人手不足が顕著であるとともに、高齢従事者が増加し、約 6 割の労働災害者が 60 歳以上である。国内では、メーカー、ユーザー（ビルメンテナンス）、エンドユーザー（ビルオーナー）間での導入・活用に係るルール整備が求められているが、当該ロボットの機能や性能、その評価方法等の基準は定められていない。このため、除塵型業務用床面清掃ロボットの清掃性能、走行性能、安全性能等の必要となる性能、その評価及び試験方法等に関する JIS を開発し、業務用清掃ロボットに対する新たなユーザー及びエンドユーザーの信頼性を確保するとともに、安全な利活用の促進を目指す。</p>	<p>31～32 年度 7,400</p>
<p>計量法に関する JIS 開発</p>	<p>計量審議会による答申、水銀汚染防止法の施行に基づき、計量法における温度計の基準器として、関連 JIS にガラス製温度計の代替となる電子式温度計を追加する他、計量法で引用する JIS に関して、技術基準の進捗を踏まえ、JIS の改正に向けて所要の調査を行うとともに JIS 改正案の検討を行う。</p>	<p>31～32 年度 2,372</p>
<p>火薬類の経年劣化を評価するための安定度試験に関する高度 JIS 開発</p>	<p>火薬類取締法において、火薬類の安定度試験の実施が義務付けられており、近年、火薬類の安定度を正しく評価するため、安価で迅速、汎用性の高い判定手法の導入が求められている。このため、本事業では、海外で標準的に採用されている高精度な火薬類安定度試験であるベルクマン・ユンク試験、メチルバイオレット試験を改良することで、利便性および安全性を高めた新たな試験法を開発し、これらの検討結果を反映した JIS 改正を行う。</p>	<p>31～32 年度 3,902</p>
<p>繊維製品のペプチド分析法に関する JIS 開発</p>	<p>繊維製品の鑑別は、繊維製品を製造するメーカーから、流通・販売する事業者、消費者まで極めて重要な項目である。特にカシミア等の獣毛繊維の鑑別には技術を要し、顕微鏡試験等による鑑別が長年実施され、経験・技術の蓄積により高度な鑑別が行われてきている。一方で、染色加工等により鑑別の難しい繊維も一部に存在している。このため、顕微鏡試験に加えて高度な分析機器を利用した分析法が必要とされている。本事業では、獣毛繊維製品について、毛の主成分であるタンパク質のわずかな違いを利用して、動物種を判別する方法に関する JIS 開発を行う。</p>	<p>31～33 年度 3,992</p>

(2) 省エネルギー等に関する国際標準の獲得・普及促進事業委託費（省エネルギー等国際標準開発（国際標準分野（新規対応分野）））

テーマ名	内容	開発期間及び 平成 31 年度 上限金額 千円(税込)
気候変動適応・緩和等に関する国際標準化	地球温暖化をはじめとする気候変動が急速に進行しつつあるなか、気候変動の緩和策への取り組みのみならず、適応策への取り組みの重要性がますます高まりつつある。そうしたなか、組織が実施する適応・緩和策のモニタリング・評価の具体的な方法は、まだ確立されておらず、我が国の産業構造や気象状況等にも沿った評価方法に関する国際標準が必要である。このため、本事業では、地方自治体や事業者等、組織が気候変動に対する脆弱性・適応能力を分析し、ステークホルダーとともに適応計画を策定・実施する一連の流れにおけるモニタリング及び評価についての国際標準化を行う。	31～33 年度 21,682
適正包装に関する国際標準化	製品保護や安全移送等に用いられる包装について、輸送中の落下や振動に対する保護機能、危険物移送における安全確保のための包装機能等包装の性能に関する評価の方法に加え、資源の有効活用の観点から適正な包装が求められている。このため包装の最適化の指針について標準化が求められており、これを国際提案するとともに、包装性能の評価方法も併せて見直す国際提案を行い、環境配慮、省資源化、経済効率の向上に資する適正包装の国際規格を開発する。	31～33 年度 10,800
振動発電エネルギーハーベスタの IoT・ウェアラブル適用拡大に向けた国際標準化	エネルギーハーベスタは、次世代の IoT 関連のエネルギーマネジメントシステムとして注目されている。しかしながら、振動発電エネルギーハーベスタ用デバイスの性能を試験する方法が統一されておらず、各自がバラバラの試験方法で評価するため、適格に性能を評価することができず普及の妨げになってきた。本事業では特に根幹的な規格が網羅できていない領域（低周波域、回転運動、衝撃）に対して、国際標準に提案を行う。	31～33 年度 9,900
スマート交通サービス・技術に関する国際標準化	世界の都市が抱える、大気汚染、騒音・振動、省エネ、交通弱者の保護等の社会課題に対し、都市インフラである交通システムのスマート化（スマート交通）が果たす役割は大きいと考えられている。 本事業では、鉄道や自動車を始めとした、我が国の優れた交通サービス、技術を活用して世界の各都市の課題の解決を目指すとともに、海外市場への展開を進めるため、運転方法最適化による省エネ運行型スマート交通、自動車運転評価による省エネ運行型スマート交通、相互直通運転によるスマート交通、パーク・アンド・ライドによるスマート交通ガイドラインなど、スマート交通に係る国際標準化を進める。	31～33 年度 8,964
IoT住宅普及にむけた住宅設備機器連携の機能安全に関する国際標準化および基盤構築	IoT 住宅（コネクティッドホーム）において、様々な住設機器連携が行われるとともにシステムが高度化・複雑化することで、「システムの性能限界」や「ユーザーの誤操作や誤使用」等システムエラー以外の安全上のリスクが発生する。 本事業では、これらリスクに対し、自動車向け SOTIF	31～33 年度 34,215

	(Safety of the intended functionality) を参考に、IoT 住宅における安全標準規格 (IoT 住宅版 SOTIF) を国際標準化提案する。	
IoT Interoperability (相互運用性) に関する国際標準化	異なるシステムを相互接続する複合型システム (System of Systems) やコネクテッド・インタストリーズの実現は、モノとシステム双方の相互運用性 (Interoperability) が前提となる。様々な階層と粒度で複数のシステム・機器がシームレスに接続されるためには、IoT 相互運用性の標準化が課題であることから、JTC1/SC41/WG4 では、IoT 相互運用性の実現に向け、Semantics (意味的)、Syntactic (統語的・構造的)、Transport (通信プロトコル)、Policy (ポリシー)、Behavior (行動) の5つの視点から開発が進行している。本事業では情報やデータ記述に必須な Syntax に着目し、Syntactic 視点での IoT 相互運用性を実現するための提案を行う。これにより、機器やシステムの IoT 対応が低コストで実現でき、IoT の更なる普及が期待できる。	31～33 年度 8,000

3. 知的財産マネジメントに係る基本方針

本事業は、「知的財産マネジメントに係る基本方針」、「データマネジメントに係る基本方針」(別添)に従って、知的財産及び研究開発データについて適切なマネジメントを実施していただきます。

4. 事業実施期間

契約締結日～平成32年2月28日(金)

元号の改正後は、本募集要項中本年5月1日以後に関するものについては「平成31年」を「新元号元年」に、「平成32年度」を「新元号2年」に読み替えるものとします。

5. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者(統括機関)を定めること。
- ⑤ 規格案の作成に際しては、特定企業の利益のみならず、我が国産業界の意見を集約すること。
- ⑥ 事業目的を着実に達成するため、当会からの委託事業終了後も規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできること。
- ⑦ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。

- ⑧ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

【応募に当たっての留意事項】

I. 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ策定)を踏まえ、本事業の委託元である経済産業省所管のすべての研究資金について、不合理な重複(注1)及び過度の集中(注2)が認められた場合は、不採択になることがあります。また、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分になることがあります。

注1 「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数の研究資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の研究資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の研究資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これらに準ずる場合

注2 「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

II. 研究活動の不正行為への対応

(1) 研究機関の研究体制の整備と実施状況の確認

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については、「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定)（以下「不正行為指針」という。）に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の受託事業者（当会及び当会からの委託先事業者）は研究機関として必要な措置を講じる

こととします。

研究機関における研究体制の整備については、不正行為指針に基づき、必要な規定の整備を含む実効的な取組を行ってください。なお、同指針に基づき、本事業に関する研究費の契約手続にあたって、研究機関における行動規範の策定や機関に所属する研究者に対する研究倫理教育（※1）の実施状況について確認（※2）をさせていただくとともに、必要に応じ、こうした指針への対応状況等について中間検査等の際に確認を行います。

（※1）申請者が所属する研究機関において、研究倫理教育が行われていない場合、研究倫理教育を実施してください。なお、その際、本事業の委託元である経済産業省が作成した「研究不正を防ぐために～経済産業省所管の研究資金を活用した研究活動における研究不正行為と研究資金の不正使用・受給の防止～」(注)を参照することもできます。

(注)

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fu-sei-shishin.html

（※2）研究資金の契約手続が円滑に行われるよう、応募された提案の採択時に研究機関における行動規範の設置状況と研究倫理教育の実施有無を併せて確認させていただきます。その時点までに研究機関内で研究倫理教育が実施されていない場合は、早急に行ってください。

(注) 行動規範及び研究倫理教育の実施の確認の際は、様式例を利用することが可能です。本事業の委託元である経済産業省ホームページ（上記と同じURL）に掲載しておりますので、併せてご参照ください。

（2）不正行為があると認められた場合の措置

1）本事業において不正行為があると認められた場合の措置

本事業において、不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

- ① 不正行為の重大性などを考慮しつつ、当該研究資金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ③ 不正行為に関与しないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度などにより、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ④ 他府省等（※）を含む他の資金配分機関に対し、当該研究不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、研究不正行為があつ

たと認定された研究において、研究不正行為に関与したと認定された者又は研究不正行為に関与しないものの論文等に責任を負う著者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。

※ 「他府省等」は、本事業の委託元である経済産業省以外の府省及び独立行政法人を指します。

⑤ 本事業の委託元である経済産業省は、不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究資金の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正行為が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正行為があると認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、本事業の委託元である経済産業省の事業においても、資金配分の停止、申請の不採択及び応募申請制限について、同様に取り扱います。

(3) 過去の研究資金において不正行為があったと認められた場合の措置

過去の研究資金において、不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究に係る論文等の責任を負う者として認定された場合を含む。）は、不正行為指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

III. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

(1) 研究費の管理体制の整備と実施状況の確認

研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定）（以下「不正使用指針」という。）に基づき、本事業の委託元である経済産業省は資金配分機関として、本事業の補助事業者（当会及び当会からの委託先事業者）は研究機関として研究費の管理体制の整備等の必要な措置を講じることとしています。

研究機関における研究費の管理体制の整備等については、不正使用指針に基づき、研究費の申請の際に、書面による報告を求めることがありますので、求められた場合には直ちに提出してください。なお、当該年度において、既に他府省等を含む他の資金配分機関に同旨の報告書を提出している場合は、その写しの提出をもって代えることができます。この他に、研究機関における研究費の管理体制の整備等の実施状況を把握するため、必要に応じて、現地調査を行うことがあります。

また、研究機関において、同指針に基づき、当該研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員に対し、不正使用等にあたる行為や研究機関の不正対策に関する方針等の教育（コンプライアンス教育）を実施することが必要です。

(2) 研究費の不正使用等があると認められた場合の措置

1) 本事業において不正使用等があると認められた場合の措置

本事業において、研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じ

ます。

- ① 不正使用等の重大性を考慮しつつ、当該研究費の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ② 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～10年間)
- ③ 偽りその他不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降5年間)
- ④ 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務(注)に違反した研究者に対し、本事業への翌年度以降の応募を制限します。(応募制限期間：原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～2年)
(注) 善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務
- ⑤ 他府省等を含む他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者、不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者は、他府省等を含む他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。
- ⑥ 本事業の委託元である経済産業省は、不正使用等に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正の内容、研究機関が行った調査結果報告書などについて公表します。

2) 他の資金配分機関の事業において不正使用等が認められた場合の措置

他府省等を含む他の資金配分機関の事業において不正使用等を行ったと認められ、措置を行うとの通知を受けた場合、本事業の委託元である経済産業省の事業においても同様に、本事業を含む経済産業省所管のすべての研究資金への応募申請を制限します。

(3) 過去の研究費において不正使用等があったと認められた場合の措置

過去に配分を受けた研究費において、不正使用等を行った者(当該不正使用等を共謀した研究者及び善管注意義務に違反した研究者を含む。)は、不正使用指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

(参考) 経済産業省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等に関する告発・相談受付窓口

経済産業省 産業技術環境局総務課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

T E L 03-3501-1773 / F A X 03-3501-7908

E-mail kenkyu-hotline@meti.go.jp

IV. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

(1) 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

(2) 貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

(3) 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【参照】安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

□経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/> ※連絡先も掲載。

□経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

□一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

□安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishu_kanri03.pdf

6. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数： 19件

(3) 予算規模：2. 事業の内容に記載のある金額をそれぞれの上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を当会に納入。

※ 電子媒体を納入する際、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：平成31年3月18日（月）

締切日：平成31年4月8日（月）12：00必着

(2) 応募書類

①提案書の提出部数は、正1部、写1部、電子媒体（CD-ROM）1部とします。

・提案書は、「別紙」に基づいて作成してください。

・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本とします。

・提案書の提出時に「提案書受理票」1部を併せて提出してください。

②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

・会社概要票及び直近の過去3年分の財務諸表 1部

・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考として、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書2部（正1部、副1部）を添付してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。

・応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文の写1部を添付してください。

③ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
 - ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- (3) 応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送により以下に提出してください。

〒108-0073 東京都港区三田3丁目13-12 三田MTビル
一般財団法人日本規格協会 標準化管理ユニット 受託事業チーム
「公募」担当あて

- ① FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。
- ② 提出された提案書を受理した場合は、提案書受理票を申請者に通知します。
- ③ 受理した提案書は返却できませんので、予め御了承ください。
- ④ 提案書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、当該提案書は無効となりますので御了承ください。なお、この場合、提案書その他の書類は返却いたします。
- ⑤ 締切りを過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって御送付ください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「5.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。
- ⑤ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。
- ⑧ 規格開発を行う場合、規格案の作成等に必要な体制等を有しているか。
- ⑨ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑩ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているとともに、国際標準開発にあつては、国際標準原案の作成・提案等、国際標準開発活動を実施するために必要な能力や体制（当該国際標準開発の企画・運営管理・国内調整するための委員会の設置や、国又は公設の研究機関との連携も含む。）等を有しているか、J I S開発にあつては、J I S原案の作成等に必要な能力や体制（当該標準開発の企画・運営管理・国内調整するための委員会の設置や、国又は公設の研究機関との連携も含む。）等を有しているか。
- ⑪ 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。
- ⑫ 規格開発を行う場合、規格案の作成に当たっては、特定企業の利益のみならず、我が国の利害関係者の意見を集約し、合意形成が図れる調整能力を有しているか。

<標準化の実現性（規格開発を行う場合）>

- ⑬ 提案内容の実現可能性があるか。
- ⑭ 事業目標の確実な達成に向け、当会からの再委託事業終了後も国際規格の制定又は改正等の段階までフォローアップできる能力や体制等を有しているか。
- ⑮ 再委託で事業を実施する際は、標準化の実現に向けて適切な管理体制や計画等が組み込まれているか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

9. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済

産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書（案）に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である経済産業省が掲示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

10. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業従事者に対する事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（委員謝金等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経

	費
外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
印刷製本費	事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 一般管理費	再委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、再委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

1 1. その他の留意事項

- (1) 提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。
- (2) 応募者等が所有する特許権等を使用する場合は、提案書の中にその旨を明記してください。また、使用条件等について提案等がありましたら、併せて提案書の中に明記してください。
- (3) 再委託事業の期間は、テーマにより異なり 1～3年間ですが、契約は単年度となります。定期的に事業の進捗状況等を確認し、翌年度以降の事業継続の必要性を精査します。

12. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メール、FAXにて受け付けます。また、電話、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者：一般財団法人日本規格協会 標準化管理ユニット

受託事業チーム 横山、紺野、小林、鹿山

電子メール：sd@jsa.or.jp

FAX：03-4231-8660

なお、問合せは、原則として平成31年4月2日(火)以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「戦略的国際標化加速事業」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

1. 知的財産マネジメントに係る基本方針

日本版バイ・ドール制度の目的（知的財産権の受託者帰属を通じて研究開発活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用すること）及び本プロジェクトの目的を達成するため、本プロジェクトにおいては、以下の知的財産マネジメントを実施することを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

プロジェクト参加者は、本方針に従い、原則としてプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者間で知的財産の取扱いについて合意するものとする。なお、プロジェクト参加者間での知的財産の取扱いについての合意書（以下「知財合意書」という。）の作成に当たっては、本事業の委託元である経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（平成27年5月）を参考にする。

1. 本指針で用いる用語の定義

(1) 発明等

「発明等」とは、発明、考案、意匠の創作、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置の創作、種苗法第2条第2項に規定する品種の育成、著作物の創作及び技術情報のうち秘匿することが可能なものであってかつ財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出をいう。

(2) 発明者等

「発明者等」とは、発明等をなした者をいう。

(3) 知的財産権

「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む）、外国における上記各権利及び地位に相当する権利及び地位並びにノウハウを使用する権利をいう。

(4) フォアグラウンドIP

「フォアグラウンドIP」とは、プロジェクト参加者が、本プロジェクトの実施により得た知的財産権をいう。

(5) バックグラウンド I P

「バックグラウンド I P」とは、プロジェクト参加者が本プロジェクトの開始前から保有していた知的財産権及び本プロジェクトの開始後に本プロジェクトの実施とは関係なく取得した知的財産権をいう。

2. 委託契約書において定める事項

(1) 日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 19 条）の適用

当会及び本事業の委託元である経済産業省は、フォアグラウンド I P について、研究開発の受託者が産業技術力強化法第 19 条第 1 項各号に定める以下の事項を遵守することを条件として、受託者から譲り受けないものとする。

- ・研究成果が得られた場合には遅滞なく当会に報告すること。
- ・本事業の委託元である経済産業省が当会を介して公共の利益のために必要があるとして求めた場合に、フォアグラウンド I P を無償で当会及び本事業の委託元である経済産業省に実施許諾すること。
- ・フォアグラウンド I P を相当期間利用していない場合に、本事業の委託元である経済産業省の当会を介しての要請に基づいて第三者に当該フォアグラウンド I P を実施許諾すること。
- ・フォアグラウンド I P の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、あらかじめ当会の承認を受けること

(2) その他の事項

受託者又はフォアグラウンド I P の移転を受けた者（以下「受託者等」という。）が合併又は買収された場合は、速やかに当会に報告するものとし、当会及び本事業の委託元である経済産業省は、当該受託者等が保有するフォアグラウンド I P について、当該合併等の後においても事業活動において効率的に活用されるか等の観点で検討を行い、必要に応じて当該合併等の後におけるフォアグラウンド I P の保有者以外の第三者による実施を確保する。

3. プロジェクト参加者間の知財合意書で定める事項

(1) 知的財産マネジメントの実施体制の整備

本方針に従い知的財産マネジメントを適切に実施するため、知財運営委員会を設置する。

知財運営委員会は、研究開発の成果についての権利化、秘匿化、公表等の方針決定、実施許諾に関する調整等を行う。

知財運営委員会は、プロジェクトリーダー、個別のテーマリーダー、プロジェクト参加者の代表者、知的財産の専門家等から構成する。

知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する

事項を定めるため、知財運営委員会運営規則を作成する。

(2) 秘密保持

プロジェクト参加者は、プロジェクト参加者が保有する技術情報を他のプロジェクト参加者に開示する場合における秘密保持のため、必要な手続や対象範囲等をプロジェクト参加者間であらかじめ合意するものとする。

(3) 本プロジェクトの成果の第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの成果については、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。

(4) 発明等の成果の届出及び権利化等方針の決定手続

本プロジェクトの実施により発明等をなした場合には、直ちに知財運営委員会に対し、当該発明等の成果の内容を届け出るものとする。

知財運営委員会は、届出を受けた発明等の成果について、出願により権利化し又は秘匿する必要があるか否か、出願により権利化する場合にあっては出願対象国、秘匿する場合にあっては秘匿期間等について審議し、決定するものとする。

なお、知財運営委員会が研究開発の成果を秘匿すると判断した場合においても、当会又は本事業の委託元である経済産業省が研究開発の成果の内容を把握するため、秘匿化の是非についての当会及び本事業の委託元である経済産業省との協議等が必要である。

(5) 研究開発の成果の権利化等の方針

研究開発の成果を出願により権利化する場合においては、海外においても市場展開が見込まれるのであれば、市場規模や他社との競合状況等を勘案して権利化が必要と判断される日本以外の国においても権利化することを原則とする。

また、出願による権利化の件数を重視するのではなく、権利化しない選択も考慮するとともに、成果の内容に応じて、秘匿化の要否、論文等による公表の要否を検討する。

(6) フォアグラウンド I P の帰属

フォアグラウンド I P は、発明者等が属するプロジェクト参加者の職務発明規程等に基づき当該参加者に承継させるものとする。

発明者等が属する機関にフォアグラウンド I P を保有させても研究開発成果の有効な活用が見込まれない場合、発明者等が属する機関が再委託先であり当該再委託先にフォアグラウンド I P を保有させるとフォアグラウンド I P が分散しかつ事業化に支障が生じると考えられる場合又はプロジェクト参加者が技術研究組合を設立し当該組合が将来組織変更して事業会社となることを想定している場合には、将来の事業化を見据えて適切な者がフォアグラウンド I P を保有するよう、必要な範囲で、発明者等の属する機関

以外の者にフォアグラウンド I Pの一部又は全部を譲渡することをあらかじめプロジェクト参加者間の合意により定める。

(7) 共有するフォアグラウンド I Pの実施

プロジェクト参加者は、他のプロジェクト参加者と共有するフォアグラウンド I Pについて、自由かつ無償にて実施できるものとするを原則とする。

ただし、プロジェクト参加者間であらかじめ合意が得られていれば、他の取扱いとすることを妨げない。

(8) 知的財産権の実施許諾

①本プロジェクト期間中の実施許諾

プロジェクト参加者は、自己が保有する知的財産権（フォアグラウンド I P及びバックグラウンド I Pを含む。後記②においても同じ。）について、本プロジェクト期間中における他のプロジェクト参加者による本プロジェクト内での研究開発活動に対しては、当該知的財産権を行使しないものとし、本プロジェクトの円滑な遂行に協力するものとする。

ただし、プロジェクト参加者間で有償により実施許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。

②本プロジェクトの成果の事業化のための実施許諾

プロジェクト参加者がフォアグラウンド I Pを用いて本プロジェクトの成果を事業化するために必要な範囲で、他のプロジェクト参加者は、保有する知的財産権について実施許諾することを原則とする。

ただし、知的財産権を実施許諾することにより、当該知的財産権の保有者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、実施許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特に、バックグラウンド I Pの取扱い）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

実施の範囲、実施料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

③プロジェクト参加者以外の者への実施許諾との関係

プロジェクト参加者が、保有するフォアグラウンド I Pについて、他のプロジェクト参加者に実施許諾する場合、プロジェクト参加者以外の者に実施許諾する場合と同等又はそれよりも有利な条件で行うものとする。

(9) フォアグラウンド I P の移転先への義務の承継

プロジェクト参加者は、フォアグラウンド I P の移転を行うときは、プロジェクト参加者間の知財合意書によりフォアグラウンド I P について課されている実施許諾等に関する義務を移転先に承継させるものとする。

(10) プロジェクトの体制の変更への対応

プロジェクト参加者は、本プロジェクトから脱退した場合においても、プロジェクト参加者間の知財合意書により自己に課された義務を引き続き負うものとする。

また、プロジェクト参加者の体制が変更し、参加者が追加された場合には、原則として当該参加者に対しても当初のプロジェクト参加者と同様の権利・義務を課すものとする。

(11) 合意の内容の有効期間

プロジェクトの成果の事業化に支障が生じないようにするため、プロジェクト期間終了後も含め、必要な範囲で合意の内容についての有効期間を定めるものとする。

(12) 合意の内容の見直し

プロジェクト参加者間で合意した内容は、当該合意後の事情の変更等に応じて見直すことができるものとする。

2. データマネジメントに係る基本方針

本プロジェクトの目的の達成及び本プロジェクトで取得または収集した研究開発データの効果的な利活用促進のため、本プロジェクトにおいては、以下のデータマネジメントを行うことを原則とする。

本方針に記載のない事項については、本プロジェクトの目的を踏まえ、プロジェクト参加者間の合意により必要に応じて定めるものとする。

採択後は特段の事情がない限りプロジェクト開始（委託契約書の締結）までに、プロジェクト参加者は研究開発データの取扱いについて合意した上で、データマネジメントプランを作成するものとする。

なお、データマネジメント企画書、プロジェクト参加者でのデータの取扱いについての合意書（以下「データ合意書」という。）及びデータマネジメントプランの作成に当たっては、経済産業省の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（別冊）委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」（平成29年12月）を参考にする。

1. 本方針で用いる用語の定義

（1）研究開発データ

「研究開発データ」とは、研究開発で取得または収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

（2）自主管理データ

「自主管理データ」とは、委託者指定データ以外の研究開発データであって、プロジェクト参加者が自主的に管理する研究開発データをいう。

（3）非管理データ

「非管理データ」とは、委託者指定データまたは自主管理データ以外の特に管理を要しない研究開発データをいう。

（4）委託者指定データ

「委託者指定データ」とは、当会が管理すべき研究開発データであり、当会に提供される研究開発データとして指定された研究開発データをいう。

2. 本研究開発における研究開発データの基本的事項（1）自主管理データ

自主管理データについては、一義的には取得または収集したプロジェクト参加者が管

理方針を決定すべきものであるが、種々の目的や用途のためにプロジェクト参加者自らによる利活用または他者に対する提供等を促進するよう努める。

3. 当会と受託者とが約する事項

(1) データカタログに掲載する索引情報の報告

委託者指定データ（指定された場合のみ）、自主管理データのうちプロジェクト参加者以外の者に提供しようとするものについては、その索引情報（以下「メタデータ」という。）を当会に報告し、これを当会が作成したデータカタログに掲載することを講じるものとする。

4. プロジェクト参加者間のデータ合意書で定める事項

(1) データマネジメントの実施体制の整備

本方針に従い、研究開発データのマネジメントを適切に行うため、知財運営委員会にデータマネジメント機能を付与する。

知財運営委員会は、管理すべき研究開発データの特定、研究開発データの形式の決定、データ提供及び秘匿化の方針決定及び研究開発データの利用許諾条件等の調整等を行う。

(2) 本プロジェクトの研究開発データの第三者への開示の事前承認

本プロジェクトの実施によって取得または収集された研究開発データのうち自主管理データについては、知財運営委員会の承認を得ることなく、プロジェクト参加者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならないものとする。ただし、知財運営委員会の承認が得られた研究開発データについては、広範な利活用を促進するよう努めるものとする。

(3) データマネジメントプランの作成及び研究開発データの利用許諾

プロジェクト参加者は、データマネジメントプランを作成して委託者および知財運営委員会に提出し、データマネジメントプランに従って研究開発データの管理を実施する。また、研究開発の進展等に伴い、データマネジメントプランを適宜修正して委託者および知財運営委員会に提出する。

研究開発データの利用許諾は、データマネジメントプランに従って行う。研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。

(4) 本プロジェクト期間中または本プロジェクトの成果の事業化ための利用許諾

プロジェクト参加者は、本プロジェクト期間中における本プロジェクト内での他のプロジェクト参加者による研究開発活動に対して、または、本プロジェクトの成果を事業

化するための活動に対して、必要な範囲で、無償または合理的な利用料無償で利用許諾することを原則とする。(自主管理データにおいて、プロジェクト参加者間で有償により利用許諾すること等の別段の取決めがある場合はこの限りでない。)

ただし、当該研究開発データを利用許諾することにより、利用許諾を行った者の既存又は将来の事業活動に影響を及ぼすことが予想される場合には、利用許諾を拒否することができるものとする。このほか、例外として認める範囲（特にプロジェクト参加者が本プロジェクトの実施のために持ち込んだ研究開発データ）については、プロジェクト参加者間の合意に基づき必要な範囲で明確化するものとする。

研究開発データの範囲、利用許諾料その他の事項について当事者間の協議が難航し、本プロジェクトの成果の事業化に支障を及ぼすおそれがある場合は、知財運営委員会において調整し、当事者間で合理的な解決を図るものとする。